

猫とうまく付き合うために

園市民課 生活衛生係 ☎ 22-3135

野良猫にエサを与えない

無責任な野良猫へのエサやりは猫を不幸にする場合があります。飼わない猫にはエサを与えないようにしましょう。

飼いたい猫は室内で

飼いたい猫は、交通事故や病気(伝染病・ノミ・ダニ)などの危険があるため室内で飼育しましょう。

去勢・避妊手術を

猫の頭数が増えすぎて管理できる範囲を超えないよう、去勢・避妊手術を行い繁殖を制限しましょう。

※去勢・避妊手術は尿の悪臭軽減や生殖器の病気予防などにも効果があります。

飼い主は適正な管理を

猫の健康・安全に気を配り、最期まで責任をもって飼いましょう。

ふん尿などで周囲の生活環境を悪化させたり、人に危害や鳴き声による迷惑をかけないようにしつけや訓練をしましょう。

猫を寄せ付けない対策

猫を寄せ付けたくない人には次の対策も効果があります。

使用するもの	入手先や実施方法
市販の忌避剤	ペットショップや薬局、ホームセンターで入手可能
香りの強いハーブ類	ローズマリー、レモングラス、マリーゴールド、かんきつ類などを植える
生ニンニク	刻んでまく、ネットに入れて吊るす
米のとぎ汁	とぎ始めの濃い汁を毎日まく
とげとげシート	ホームセンターや園芸店で入手可能

※化学薬品などは健康被害の原因となる場合があるので使用の際にはご注意ください。
また、猫の虐待にあたる行為は犯罪とみなされます。

猫よけ器の貸し出し

猫の嫌う超音波を発生させ、敷地内へ猫の侵入を防ぐ機器の貸し出しを行います。

貸出対象 阿蘇市民

貸出期間 1世帯あたり 15日以内

※無料で貸し出しを行いますが、乾電池は借りた人が準備してください。



借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 *完全予約制です。

音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。

日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

事務所名が変わりました！

- ・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料
 - ・初回30分超または2回目以降は30分3500円
- ※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

弁護士 森 あい



〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)

広告

子ども医療費助成制度の申請はお済みですか？

閩福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167

阿 蘇市に住所を有する0～18歳までの子どもの医療費(保険診療分)を全額助成する制度です。(18歳到達後の最初の3月31日まで)

医療費の助成を受けるには**子ども医療費受給者証**が必要です。交付申請がお済みでない人は福祉課または各支所にて手続きをしてください。

助成の受け方

●阿蘇市内の医療機関(外来)・調剤薬局で保険診療を受けるとき

①保険証 ②子ども医療費受給者証 を窓口で提示すると窓口負担が無料になります。

●入院、阿蘇市外の医療機関(外来)・調剤薬局、整骨院などで保険診療を受けるとき

医療機関等でいったん医療費を支払い、福祉課または各支所で領収書を提出してください。翌月に指定の口座に振り込みます。

※高額療養費や付加給付に該当する場合は、加入保険からの払い戻しを受けた後に、払い戻された金額がわかるもの(支給決定通知書等)を添付して、領収書と一緒に提出してください。

※治療用装具を作ったときは、医師の作成指示書、療養費支払通知書を添付して、領収書と一緒に提出してください。

⚠ 注意

医療費(領収書)の申請期限は、診療月の翌月から起算して**1年以内**です。申請期限を過ぎた場合は助成できませんので、お手持ちの領収書の診療日をご確認ください。

例 令和2年4月1日診療分 → 令和3年4月末まで申請できます。

固定資産税特例措置が延長されました

閩税務課 資産税係 ☎ 22-3148

令 和3年度税制改正により、平成28年熊本地震による被災代替家屋・償却資産の固定資産税特例措置の取得等期間が令和5年3月31日までの2年間延長されました。

特例措置とは

熊本地震により、滅失または損壊した**家屋**の所有者等が、被災家屋に代わる家屋を新たに取得するか、または被災家屋を改築した場合には、代替家屋のうち被災家屋の床面積相当分の固定資産税を**2分の1**に減額する特例措置です(取得・改築した年の翌年から4年度分適用されます)。

同じ条件で、**償却資産**(代替償却資産)を取得、または被災償却資産を改良した場合も、取得・改良した償却資産の固定資産税の課税標準額が**2分の1**になります(取得・改良した年の翌年から4年度分適用されます)。

くわしくは税務課 資産税係までお問い合わせください。

農地の貸し借りの際は農業委員会で手続きしましょう

☎ 農業委員会事務局 ☎ 22-3254

こんな農地ありませんか？

☞昔から手続きせず親戚・知人などに貸して（借りて）いる農地 ☞

☞手続きが面倒だから無届出で貸して（借りて）いる農地 ☞

☞転作・税金等の関係があるので手続きをしていない農地 ☞

こんな問題が...

農地を返してほしい時に返してくれるか不安だ
 離作料を請求されたらどうしよう
 相続が発生したとき、その農地はどうなるだろう
 賃料が昨年より安く支払われた。来年はどうなるだろう

地主(貸し手)

いつ地主から「農地を返してくれ」といわれるか不安だ
 相続が発生したら誰から借りているのかわからなくなる
 経費が高くて賃料が払えない

借り手

正式な契約で安心

農地の貸し借りの際は必ず市農業委員会への手続きを行い、**農地の賃借権（利用権の設定）**について**正式な契約**を結びましょう。

公的機関（市農業委員会または農地中間管理機構（熊本県農林振興公社））が仲介するので、安心して農地の貸し借りができます。

契約期間が終了すれば離作料を支払うことなく、確実に地主に農地が返ってきます。

☞ 口頭契約をなくそう ☞



養護老人ホーム あそ上寿園

健康上寿な施設をめざします
 心穏やかに暮らせる施設をめざします
 地域に根差した開かれた施設をめざします

アルコール学習会を園で開催しています。
 毎月第4土曜日14時～15時です。

現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、外部の方の入園はご遠慮頂いております。状況が落ち着きましたら、またお知らせいたしますので、どうぞ来園ください。



入所ご希望の方は、住所地の市町村へお尋ねください。

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1
 電話:0967-32-5501

広告

義援金・被災者生活支援金の申請はお済みですか？

☎ 福祉課 総合福祉係 ☎ 22-3167

熊本地震にかかる義援金、一部損壊世帯に対する義援金および被災者生活再建支援金(加算支援金)の最終申請期限は**令和3年5月13日(木)**

です。申請対象となる人で、まだ申請がお済みでない場合は早めに手続きをお願いします。

※新たに義援金が配分されるわけではありません。

義援金

阿蘇市内に住家を有し、半壊以上の罹災を受けた人に対して配分します。

被害区分	熊本県基準	阿蘇市上乘せ分	合計額
死亡者	100万円	20万円	120万円
重傷者	10万円	2万円	12万円
全壊	85万円	20万円	105万円
解体※	85万円	20万円	105万円
大規模半壊	42万5千円	15万円	57万5千円
半壊	42万5千円	10万円	52万5千円

※大規模半壊・半壊のみ対象

●申請に必要なもの

- ▷ 罹災証明書
- ▷ 振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- ▷ 印鑑 など

※その他必要な書類をお願いする場合がありますので、事前にお問い合わせください。

一部損壊世帯に対する義援金

熊本地震発生時に居住していた住家の一部損壊の判定を受け、被災住宅の修理費用に100万円以上を支出した世帯につき10万円を支給する制度です。

●申請に必要なもの

- ▷ 罹災証明書 ▷ 領収書 ▷ 印鑑
- ▷ 工事明細書(工事内容が分かるもの) ▷ 振込口座の通帳またはキャッシュカードの写し

※対象となる修理は、日常生活に欠くことのできない部分の修理とし、内装や外構のみの工事、家電製品の修理等は除きます。

申請内容に相違、虚偽等があった場合、返還の対象となることがありますので、特に地震との関連性・被災箇所と修理箇所の同一性を十分確認の上申請をお願いします。

被災者生活再建支援金(加算支援金)

すでに基礎支援金を受給した世帯が、右の表の区分に示す生活再建を行った場合に申請対象となります。

申請額は、区分と罹災時の世帯人数に応じて、右の表の申請額に示すとおりです。

区分	申請額	
	複数世帯	単身世帯
住宅の建設・購入	200万円	150万円
住宅の補修	100万円	75万円
賃貸住宅への入居(公営住宅除く)	50万円	37万5千円

●申請に必要なもの

- ▷ 被災者生活再建支援金支給申請書 ▷ 契約書の写し
- ※その他必要な書類をお願いする場合がありますので、事前にお問合わせください。

●その他

- ▷ 現在、公営住宅に入居している世帯も、上記の生活再建を行うときは対象となる場合があります。ご相談ください。
- ▷ すでに加算支援金を受給済みの世帯においても、すでに受給している額より支給額の高い生活再建を行う場合、差額分を申請することができます。

住民異動届の手続きは余裕をもって

圖市民課 戸籍係 ☎ 22-3135

年 度の変わる時期は、転出・転入など住民異動手続きをする人が多く、窓口が大変混み合います。関係する部署での手続きにも時間を要しますので、余裕を持ってお越しください。

主な届出期間

●転入届

阿蘇市に住み始めてから14日以内に市民課窓口または各支所に届け出てください。

阿蘇市外の市町村に転入する場合も届出期間は同じです。

●転出届

転出をする前にあらかじめ阿蘇市で転出届を出してください。届出をすると転出証明書をお渡しします。転入する市町村に住み始めてから14日以内に転出証明書を添えて手続きをしてください。

※急に引越しが決まり、届出する時間がない場合には、転出後14日以内に阿蘇市に届け出してください。

住民異動や住民票写し等の請求には本人確認書類が必要です

窓 口で住民票の写しや戸籍の証明書等を請求する際や住民異動手続きの際には「本人確認書類」の提示が必要です。忘れないように持参してください。

●本人確認書類

運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど顔写真付きの公的証明書(顔写真がない場合は健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書などのうち2点が必要)

メリットいっぱい! マイナンバーカード

圖市民課 戸籍係 ☎ 22-3135

1

本人確認書類になる!

身分証明書やマイナンバーを証明する書類として使える!

3

健康保険証としても使える!

2021年3月(予定)から! 就職・転職・引越をしてもずっと使える!

5

マイナポイントももらえる!

2021年3月までにマイナンバーカードを申請した人はマイナポイントがもらえる! 2021年9月までのチャージ・お買い物対象です。

7

「マイナポータル」で暮らしがもっとベンリに!

行政機関などが持つあなたの情報を確認できる! 特定健診情報^{*1}や薬剤情報・医療費情報^{*2}も見られるように! 確定申告の医療費控除もカンタンに!^{*3}

2

コンビニで各種証明書が取得できる!

近くのコンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できる!

4

オンラインで行政手続!

確定申告など、各種行政手続のオンライン申請に利用できる!

6

民間のサービスでも使える!

オンラインでの住宅ローン契約などに使える!

- ※1 2021年3月開始予定
- ※2 2021年10月開始予定
- ※3 2021年分から開始予定

ますますベンリに! マイナンバーカード! スマホにカード機能が搭載!
※2022年度中(予定)
運転免許証と一体化!
※2024年度末(予定)

